

セキュアジャパン2006に関連して ―法的視点から

首都大学東京都市教養学部長 前田雅英

1 情報セキュリティ規範の形成

I Tの利用の阻害は国民生活に致命的な侵害を与える可能性があり、それは個人法益というより**社会的・国家的法益**と考えるべきである。**テロ・犯罪防止の視点**も重要である。これらに対する施策は今後一層進めなければならない。

しかし、ウィニー問題でも明らかになったように、最終的には情報管理の「担い手」「人」の問題が何より重要である。それは、公務員や情報管理者の教育に限られるのではなく、国民の一般の情報セキュリティの規範の形成が肝要である。学校で教えるにせよ、その内実が各省庁を超えたレベルで確定していない面がある。その確立を目指して具体的作業を開始すべきである。セキュアジャパン2006でも、「第4節-個人」の中で情報セキュリティ教育が謳われているが、教育の内容に関しては、各省庁の意見を踏まえつつ、内閣の責任において具体化し、更新していく必要がある。

2 情報内容の規制の検討の開始

I T社会のもたらす国民生活へ脅威すなわち、I T社会が国民生活に与える負の側面も直視し、それを解消していく視点も軽視すべきでない。I Tネット社会における情報発信者のモラルの向上・ルールづくり等も政策会議の視野に入れておく必要がある。

問題のあるネット情報に関するホットラインなども動き出すが、最近話題となったレイプサイト、女性を物扱いしたコンテンツなどの問題性等は、男女共同参画の視点からも問題としていくべきである。さらに一部の書き込みに見られる名誉毀損に対する感覚の鈍摩、人との接触力の弱体化などヴァーチャル世界がもたらす悪影響、特に青少年への悪影響等にも正面から取り組むべきである。